

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

○土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

○特記仕様書の場合

（アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書）

（クラック処理工特記仕様書）

（概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書）

（静岡県週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書）

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様書の場合

（ ）

アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記1～3の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延なく別途配布の様式により下記の内容について、届け出ること。

記

- 1 自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者（（一社）日本道路建設業協会による資格）を本工事に主任技術者として専任で配置すること。
- 2 自社所有又は長期リース契約により保持する舗設機械による施工が確保できること。
 - （1）「長期リース」とは、6箇月以上連続したリース契約とする。
 - （2）舗設機械とは、主たる工種を舗設するために使用する機械とする。ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）は除く。
 - （3）施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、又は完全協力会社（直近の3箇年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の保有する舗設機械は「自社所有又は長期リース契約により保持」と同等の扱いとする。
- 3 本工事の施工に当り、自社雇用の職長の他、同じく自社雇用のオペレーター、スクリードマン、レーキマン等の特殊な技能を持つ技能者（一般作業員は除く）が1名以上従事できること。

なお、施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、又は完全協力会社（直近の3箇年度（当該年度を含んでもよい）連続して各年度2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社）の技能者は「自社雇用」と同様の扱いとする。

ただし、特殊舗設機械（切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等）を使用する工事においては、この限りではない。

クラック処理工特記仕様書

クラック処理に使用するクラック防止材は、下記条件を満足すること。

条 件	①将来の舗装補修時に支障とならない。(切削容易なもの)
	②切削殻と混廃して再生処理施設で受入れ可能なもの。

また、現在確認した製品は下表による。

なお、他にも製品がある場合は監督員と協議する。

名称	製品名	取扱メーカー
クラック防止シート	G・Asシート	(株)ガイアート
	RCメッシュG	東亜道路工業(株)

概算数量発注方式の実施に関する特記仕様書

本工事は、平面図、標準横断図等により概算数量を算出して積算したものであり、設計数量は工事計画図書により確定するものとする。

(定義)

第1条 工事計画図書とは、契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果を取りまとめた平面図、縦断面図、横断面図、小構造物図等の図面及び数量計算書をいう。

(実施方法)

第2条 本工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 契約後、受発注者で現場立会を行い、設計意図を共有する。
- (2) 受注者は、施工に先立ち現地調査及び測量を行い、工事計画図書を作成し、監督員に提出する。
- (3) 工事計画図書に基づき、受発注者協議の上、設計数量を確定する。
- (4) 監督員からの設計変更指示に基づき、工事を実施する。

(費用)

第3条 工事計画図書の作成に要する費用については、共通仮設費の準備費に「工事計画図書作成費」として積上げ計上している。工事計画図書作成費は、設計変更の対象とする。なお、工事計画図書の作成に必要な現地調査及び測量については、共通仮設費の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(その他)

第4条 受注者は、本工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書 （発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け機関を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含めない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。

現場閉所日が28.5%以上の割合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・ 受注者は現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことのできない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・ 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。
なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。